

第28回 接続料の算定等に関する研究会 ヒアリングご説明資料

KDDI株式会社

1

指定設備卸役務に対する考え方

2

**フレキシブルファイバにおける課題
及びあるべき規律**

1

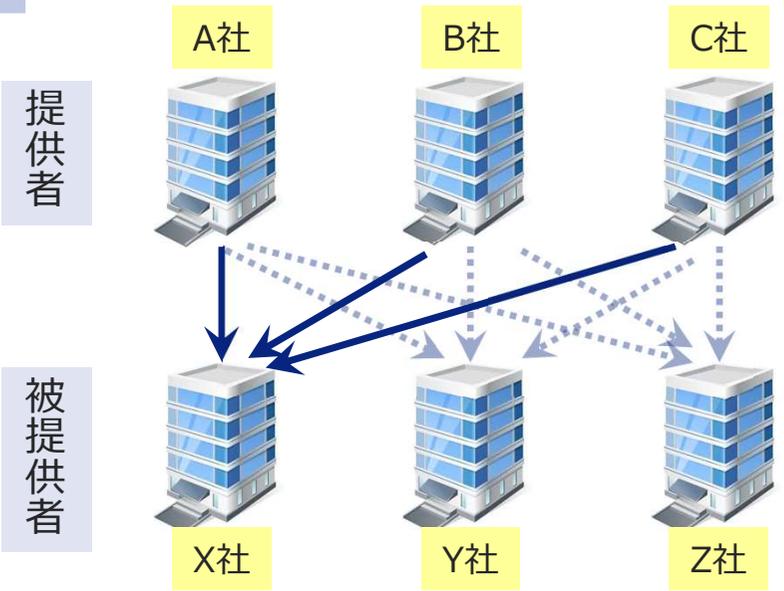
指定設備卸役務に対する考え方

2

フレキシブルファイバにおける課題 及びあるべき規律

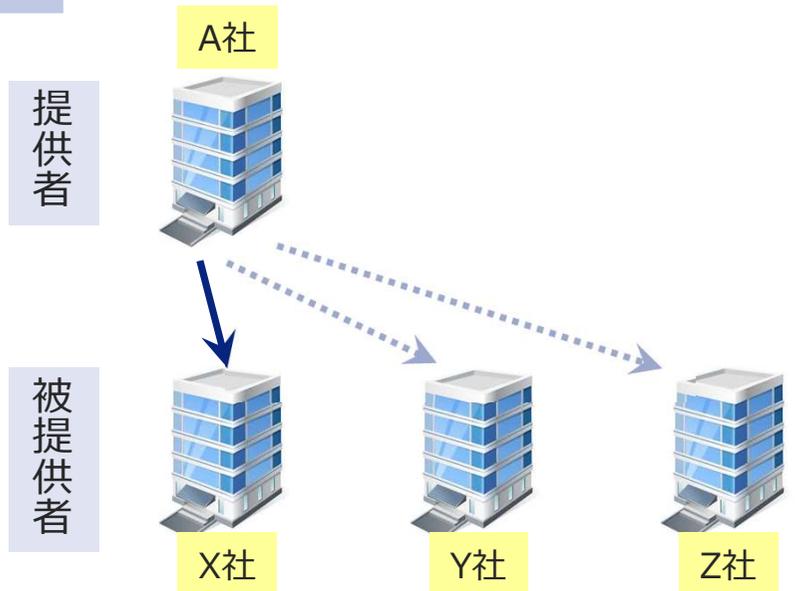
指定設備卸役務への規律を検討するにあたり重要なのは
接続・卸を問わず、代替手段が確保されるかという観点

N対N



**代替手段があり、競争が機能するため
市場に委ねればよい**

1対N



**代替手段がなく、競争が機能しないため
市場に任せては適正性の確保が困難**

**ボトルネック設備は、完全な代替性がなく
市場支配的な事業者が卸価格をコントロール**

ボトルネック設備を用いて提供される卸役務

光回線の卸売サービス
(サービス卸)

フレキシブルファイバ
(FF)

ボトルネック設備を用いる卸役務には
適正性・公平性・透明性を確保するため
接続に準じたルールの適用が必要

特に5G時代では、これまで以上に光回線が重要であり
NTT東西の光回線に対しては
接続・卸を問わずルール整備が必要



次ページ以降で、FFの課題とあるべき規律について
弊社の考えを説明いたします

1

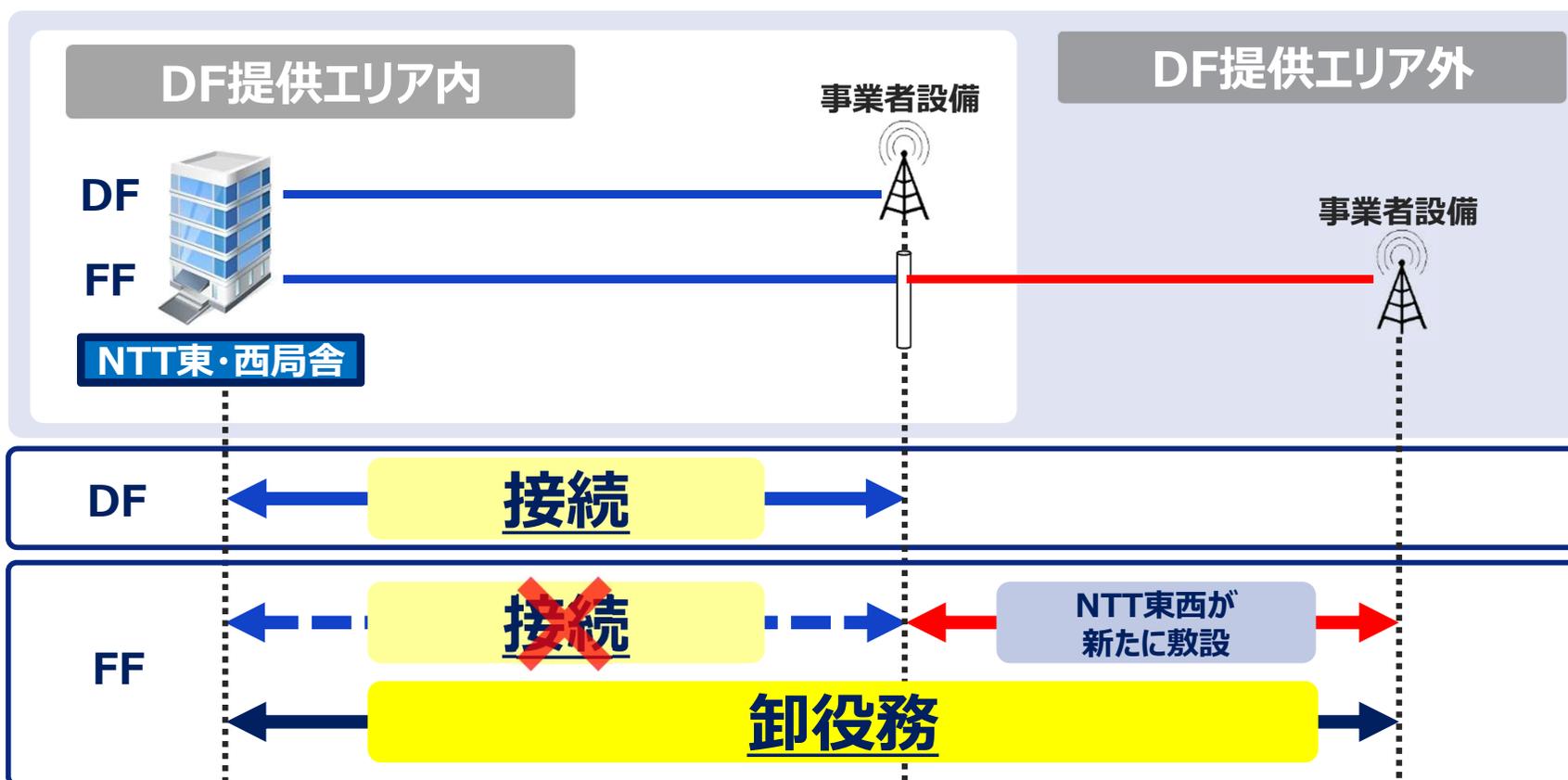
指定設備卸役務に対する考え方

2

フレキシブルファイバにおける課題
及びあるべき規律

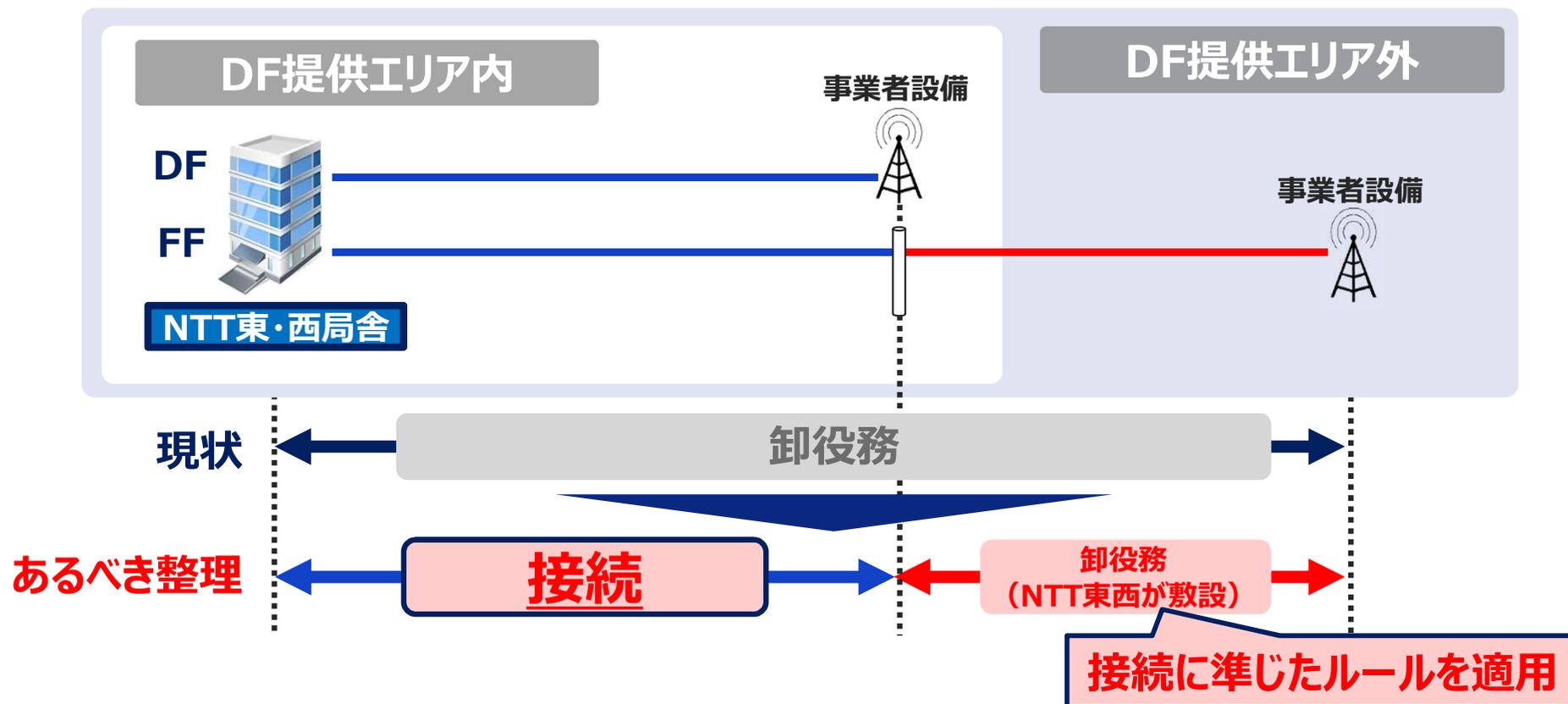
事業者設備が加入光ファイバ（以下「DF」）の提供エリア外にある場合
DFを「接続」で利用することができない

FFのスキームは、NTT東西がDFを延長して事業者設備まで
光回線を新たに敷設するが、**DF区間を含めて全区間が「卸業務」となる**



FFはDF提供エリア内でも、「接続」の場合と同じDFを使うため
DF提供エリア内のDFは「接続」と整理すべき

また、FFはDF提供エリア外も含め第一種指定電気通信設備であるため
DF提供エリア外の卸役務については、接続に準じたルールを適用すべき



FFのDF提供エリア外区間について要望する 接続に準じたルールとは

**手続方法や標準的期間、負担すべき金額等を接続約款に定めることで
当該区間について、適正性・公平性・透明性を確保**

手続方法	<ul style="list-style-type: none">✓ 情報開示手続✓ 調査申込みに対する回答結果を受ける手続
手続にかかる 標準的期間	<ul style="list-style-type: none">✓ 標準的期間の設定<ul style="list-style-type: none">－ 情報開示請求～開示－ 利用開始までの期間
負担すべき金額	<ul style="list-style-type: none">✓ 接続料規則に準拠した原価・利潤の算定 (公正報酬率規制)✓ 算定根拠の開示

Tomorrow, Together
KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au